



平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名     N T N株式会社  
代 表 者 名     代表取締役社長     大久保 博司  
                  (コード番号 6472 東証第1部)  
問 合 せ 先     総務・環境管理部長 松谷 季之  
                  (T E L 06-6443-5001)

## 当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象とした新しい業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

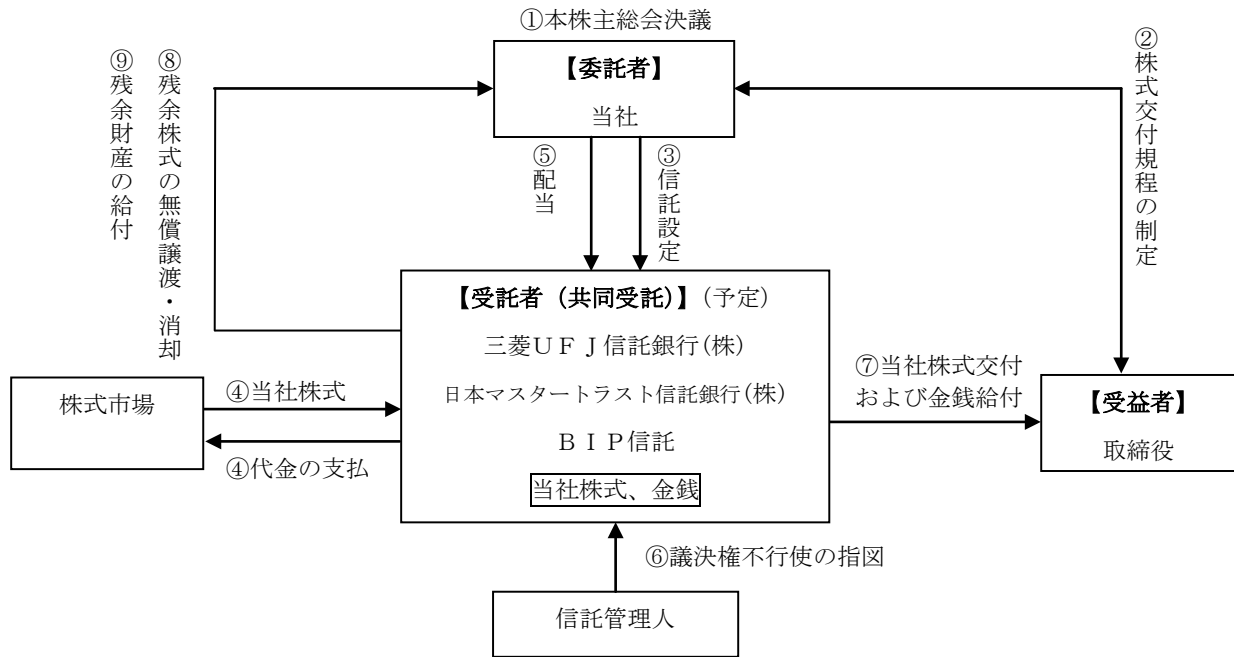
なお、本制度の導入は、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 117 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）の承認を得ることを条件といたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役を対象に、当社の中長期的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高め、株主の皆さまと利害を共有することを目的として、中期経営計画で示す会社業績との連動性が高く、かつ透明性および客観性の高い役員報酬制度として、本制度を導入いたします。(※1)
  - (2) 取締役に対する本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
  - (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用いたします。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、B I P 信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を、役位および中期経営計画で掲げる業績目標の達成度等に応じて、取締役に交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。
- (※1) 本制度の導入により、取締役の報酬は「基本報酬」、「年次型インセンティブ（賞与）」および「中長期型インセンティブ（株式報酬）」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は「基本報酬」のみにより構成されます。

## 2. B I P 信託の仕組み



- ① 当社は本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の総会承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①の本株主総会の決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 受託者（本信託）は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位および中期経営計画で掲げる業績目標の達成度等に応じて、取締役に一定のポイントが付与されます。中期経営計画の期間に対応した連続する3事業年度経過直後の7月（初回は平成30年7月）頃に、一定の受益者要件を満たす取締役に対して、付与されたポイント数の一定割合に相当する数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 業績目標の未達等により、信託の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の延長および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および当社役員（取締役、国内非居住者となった取締役、社外取締役、および監査役。以下同じ。）と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(注) 当社は、本株主総会決議で承認を受けた信託金（株式取得資金ならびに信託報酬および信託費用の合計額）の額の範囲内、かつ、上限交付株式数（下記3.（6）に定める。）の範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得のうえ、本制度を継続する可能性があります。

### 3. 本制度の内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が公表する中期経営計画との連動性を考慮し、中期経営計画の期間に対応した連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）（※2）を対象として、役位および中期経営計画で掲げる業績目標の達成度等に応じて、対象期間経過後の一定時期に、役員報酬として当社株式等を交付等する制度です。ただし、現中期経営計画が2年残存することを踏まえて、本制度を現中期経営計画の期間に対応させるため、初回は平成29年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度を対象とします。

（※2）下記（4）の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各中期経営計画の期間に対応した連続する3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

#### (2) 制度導入手続

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および取締役が交付等を受ける当社株式の総数の上限その他必要な事項を決議します。なお、信託期間の延長を行う場合（下記（4）参照。）は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の延長および追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

#### (3) 本制度の対象者

当社の取締役は、以下の受益者要件を満たした上で、所定の受益者確定手続を経ていることを条件に、株式交付ポイント（下記（5）に定める。以下同じ。）に応じた数の当社株式等について、本信託からの交付等を受けるものとします。

- ① 対象期間中に取締役として在任していること（対象期間中新たに取締役にになった者を含む。）（※3）（※4）（※5）
- ② 社外取締役ではないこと
- ③ 国内居住者であること
- ④ 下記（5）に定める株式交付ポイントが付与されていること
- ⑤ 自己都合または解任等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ⑥ その他本制度の趣旨を達成するために必要と認められる要件

（※3）取締役が退任する場合は、所定の手続を経た後遅滞無く、退任時までに累積した株式交付ポイントに応じた数の当社株式の50%（単元未満株式数未満は切り捨て）の交付を受け、残りの株式については市場売却による換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

（※4）取締役が国内非居住者となった場合は、その時点までに累積した株式交付ポイントに応じた数の当社株式を市場で売却して得られる換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

（※5）取締役が在任中に死亡した場合は、所定の手続を経た後遅滞無く、死亡時までに累積した株式交付ポイントに応じた数の当社株式を市場で売却して得られる換価処分金相当額の金銭について、当該取締役の相続人が給付を受けるものとします。

#### (4) 信託期間

本信託の信託期間は、3年間とします。ただし、初回の信託期間は、平成28年8月1日（予定）から平成30年8月末日（予定）までの約2年間とします。信託期間の満了時において、信託契約の

延長および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり、その場合の信託期間は3年間延長することとなります。また、延長後の信託期間が終了する場合も、繰り返し延長することがあります。その場合、当社は、延長された信託期間毎に、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対する株式交付ポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託契約の変更時に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与された株式交付ポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役に付与される株式交付ポイント

信託期間中の毎年6月1日に、同年3月末日で終了する事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における役位および中期経営計画で掲げる業績目標の達成度等に応じて、取締役に一定の株式交付ポイントが付与されます。株式交付ポイントは、役位および評価対象事業年度に係る業績達成度に応じて決定され、信託期間内において毎年付与されます。（※6）1ポイントは当社株式1株とします。（※7）

（※6）各評価対象事業年度の業績目標値は、中期経営計画にて定める業績目標値とします。

（※7）信託期間中に株式分割・株式併合等の株式交付ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

(6) 本信託に拠出される信託金の上限額および本信託より交付等が行われる当社株式の上限株式数

当社が、本信託に拠出する信託金の金額および取締役に交付等が行われる当社株式の総数の上限は、それぞれ以下のとおりといたします。

	2事業年度分（初回）	3事業年度分
本信託に拠出する信託金の上限金額（※8）	230百万円	345百万円
本信託より交付等が行われる当社株式の総数の上限	1,100千株	1,650千株

（※8）信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合計となります。

信託金の上限金額は、中期経営計画に定める業績目標の達成度が最大で推移した場合に交付等が必要となる当社株式等の水準で設定しています。交付等が行われる当社株式の総数の上限は、上記の信託金の上限金額を踏まえて、直近の株価水準等を参考に設定しています。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による初回の当社株式の取得は、上記（6）の信託金の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しております。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に取締役に付与される株式交付ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（6）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得すること

があります。

(8) 当社の取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役に対して、上記(5)に定めるとおり、対象期間内の1事業年度毎に、役位および中期経営計画で掲げる業績目標の達成度等に応じて株式交付ポイントが付与され、対象期間終了直後の7月(初回は平成30年7月)頃に、累積した株式交付ポイントの50%相当の当社株式が本信託から取締役に交付され、残りの当社株式については本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭が給付されます。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(すなわち上記(8)により当社の取締役に交付等が行われる前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、当社および当社役員と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。なお、下記(11)に定める本信託を継続利用する場合には、当該剰余資金は株式取得資金として活用されます。

(11) 信託期間の終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達等により、信託期間終了時に剰余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同様のインセンティブプランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託は当社に当該剰余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しております。

(ご参考)

**【信託契約の内容】**

- ① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ② 信託の目的 当社の取締役に対するインセンティブの付与
- ③ 委託者 当社
- ④ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社  
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ⑤ 受益者 取締役のうち受益者要件を充足する者
- ⑥ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ⑦ 信託契約日（予定） 平成28年8月1日
- ⑧ 信託の期間（予定） 平成28年8月1日～平成30年8月末日  
（平成29年6月1日よりポイントを付与）
- ⑨ 制度開始日（予定） 平成28年9月1日
- ⑩ 議決権行使 行使しないものとします。
- ⑪ 取得株式の種類 当社普通株式
- ⑫ 信託金の上限額 230百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
- ⑬ 株式の取得時期 平成28年8月4日～平成28年9月23日
- ⑭ 株式の取得方法 取引所市場より取得
- ⑮ 帰属権利者 当社
- ⑯ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

**【信託・株式関連事務の内容】**

- ① 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
- ② 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以 上